

福井県認定こども園取扱要綱

第1章 総則

第1 趣旨

この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年10月12日福井県規則第77号）（以下、「規則」という。）第8条の規定に基づき、福井県の認定こども園の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準

第3 保育従事者の資格等

- 1 保育従事者の資格に係る基準について、福井県認定こども園の認定の要件に関する条例（以下、「条例」という。）別表第一（別表第二第一号において適用する場合を含む。以下同じ。）の一の部2の項（二）（2）に規定する幼稚園免許状所有者であって知事が定める要件を満たすものとは、幼稚園において、幼稚園教諭として3年以上（1月当たり120時間以上）従事した者をいう。
- 2 学級担任の資格に係る基準について、条例別表第一の二の部3の項（二）に規定する保育士であって知事が定める要件を満たすものとは、保育所等において、保育士として3年以上（1月当たり120時間以上）従事した者をいう。
- 3 3歳以上の子どもの保育従事者については、幼稚園の教員免許状および保育士の資格を併有する者であることが望ましいので、幼稚園の教員免許状および保育士の資格を併有しない場合においては、その資格取得に努めるものとする。

第4 施設および設備

2歳未満の子どもを保育する場合における乳児室等の面積については、ほふくしない子どもについては、乳児室を1.65平方メートル以上、ほふくする子どもについては、ほふく室を3.3平方メートル以上とする。

第5 食事の提供

3歳以上の子どもに対する食事の提供について、認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合においては、次の要件を満たすものとする。なお、この場合においても認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

- 2 当該認定子ども園または他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 受託業者については、認定子ども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 子どもの年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

第6 教育および保育の内容

認定子ども園における教育および保育の内容は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領および保育所保育指針に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定子ども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

1 教育および保育の基本および目標

認定子ども園における教育および保育は、0歳から小学校就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という2つの機能が一体として展開されなければならない。このため、認定子ども園は、次の(1)から(6)までに掲げる幼稚園教育要領および保育所保育指針の目標が達成されるように教育および保育を提供しなければならない。また、この教育および保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育および保育のねらいおよび内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持および情緒の安定を図るようにすること。
- (2) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度および道徳性の芽生えを培うようにすること。
- (4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

(6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

2 認定こども園として配慮すべき内容

認定こども園において教育および保育を行うに当たっては、次の(1)から(4)の事項について特に配慮しなければならない。

(1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育および保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

(2) 子どもの1日の生活の連続性およびリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態反映した子どもの利用時間および登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育および保育の内容やその展開について工夫をすること。

(3) 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

(4) 保護者および地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

3 教育および保育の計画ならびに指導計画

認定こども園における教育および保育については、2に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。また、認定こども園においては、教育および保育を一体的に提供するため、次の(1)から(4)までに掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程および保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育および保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育および保育を適切に展開しなければならない。

(1) 教育時間相当利用児と教育および保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

(2) 共通利用時間における教育および保育の「ねらいおよび内容」については、幼稚園教育要領および保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

(3) 家庭や地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。

(4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないよう配慮すること。

4 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成にあたって、次の(1)から(4)までに掲げる点に留意しなければならない。

(1) 0歳児から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、

3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。
- (3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあい深まり広がるように子どもの教育および保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- (4) 子どもの教育および保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育および保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育および保育の環境を創造すること。

5 日々の教育および保育の指導における留意点

認定こども園における日々の教育および保育の指導に際しては、次の(1)から(8)までに掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分に留意すること。特に3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携および協力を図る等十分留意すること。
- (3) 1日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育および保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育および発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- (6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の

状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

(7) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

(8) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育および保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上および子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

6 小学校との連携

認定こども園は、次の(1)から(3)までに掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

(1) 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

(2) 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童および認定こども園と小学校等の職員同士の交流活動を積極的に進めること。

(3) すべての子どもについて指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習および健康の状況を記録した書類の原本をいう。)の抄本または写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

第7 保育者の資質向上等

認定こども園は、次の1から5に掲げる点に留意して、子どもの教育および保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

1 子どもの教育および保育に従事する者の資質は教育および保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

2 教育および保育の質の確保および向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

3 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。

4 認定こども園においては、教育および保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、

当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

- 5 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材および資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

第8 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、次の1から3までに掲げる点に留意して実施されなければならない。

- 1 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育および保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- 2 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 3 子どもの教育相談および保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

第9 管理運営

- 1 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭または低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。また、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 2 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育および保育の質の向上に努めなければならない。
- 3 認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。
- 4 既存施設が認定の申請をする場合においては、現に当該既存施設で提供される保育サービスを利用している者に対し、認定こども園の認定を受けた場合の教育、保育等について十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 5 地方裁量型認定こども園は、認定対象施設を適正に運営するために必要な経済的基礎を有し、かつ、その財務内容が健全でなければならない。

第3章 認定こども園に係る事項

第10 認可（認定）申請手続き

- 1 法第4条第1項の認定の申請は、規則第2条の申請書に、別表1掲げる書類を添付するものとする。
- 2 法第16条の規定による設置の届出は、規則第4条第1項の届出書に、別表2に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、規則第5条第1項の申請書に、別表3に掲げる書類を添付するものとする。
- 4 法第4条の規定による認定の申請または法第17条第1項の規定による設置の認可の申請に際しては、あらかじめ、施設の所在する市町に提出するものとする。

第11 運営状況報告

- 1 法第30条第1項の規定による報告は、様式第1号により、毎年6月30日までに
行うものとする。
- 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、前項に定める報告書に、
別表4に掲げる書類を添付するものとする。

第12 その他

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
(以下「省令」という。)第28条第1号に規定する知事が定める数は、法第4条第1
項第3号に規定する乳児および幼児の数ならびに同項第四号に規定する子どもの数の
10分の1とする。
- 2 省令第28条第2号に規定する知事が定めるものは、園児の1日の活動内容とする。
- 3 認可（認定）申請書の提出を受けた市町は、地域の教育・保育などの関係者の意向な
ども十分に踏まえ、様式第2号により、状況をまとめた意見書を添えて、福井県知事に
申請書一式を提出することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

福井県知事 様

住所

報告者

氏名または名称

⑩

〔法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称および代表者の氏名〕

運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項および同法施行規則第29条の規定により、認定こども園の運営の状況について、関係書類を添えて報告します。

認定こども園の名称							
施設の名称							
施設の所在地							
施設の種別							
在籍している子どもの利用定員	保育を必要とする子どもの利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児
		人	人	人	人	人	人
		3歳未満児計		人	3歳以上児計		人
	保育を必要とする子ども以外の利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児
		人	人	人	人	人	人
		3歳未満児計		人	3歳以上児計		人

福井県知事 様

市町長

印

認定こども園の認可（認定）に係る意見書

当該施設が（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）認定こども園の認可（認定）申請を行うにあたり、（適当・不適當）と考えますので、必要な事項に係る意見書を提出します。

認定こども園の名称								
施設の名称								
施設の所在地								
施設の種別								
設置主体								
運営主体								
(1) 地域の 状況	ア 就学前の児童数							
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児		
	人	人	人	人	人	人		
	イ 幼稚園および保育所等の利用児童数ならびに保育所待機児童数							
	幼稚園利用児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児	
		人	人	人	人	人	人	
	保育所利用児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児	
		人	人	人	人	人	人	
	認定こども園利用児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児	
		人	人	人	人	人	人	
保育所待機児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児		
	人	人	人	人	人	人		

	ウ 地域の幼稚園、保育所、認可外保育施設、地域子育て支援センター等の設置、利用状況
(2) 法第17条6項に規定する特定教育・保育施設の需給に対する意見	
(3) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町行動計画への位置付け	
(4) 教育と保育の一体的提供	
(5) その他、認可審査の参考となるべき事項	